

永年勤続者の昇給実施要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、川崎市表彰規程（昭和12年川崎市規則第11号）第1条第4号に該当する職員として表彰された者（以下「被表彰者」という。）等に対する川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号。以下「規程」という。）第15条の規定（以下「昇給規定」という。）の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(昇給規定の適用方法)

- 2 被表彰者に対する昇給規定の適用については、その者が表彰を受けた日（以下「表彰日」という。）に4号給昇給させるものとする。

(昇給の適用除外者)

- 3 前項の規定にかかわらず、表彰日において、次の各号に掲げる者については、昇給させないものとする。

(1) 専従休職者（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

(2) 派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されている職員又は川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されている職員をいう。）

(3) 休職者（川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号。以下「分限条例」という。）第1条の2第2号の規定に該当する者

のうち原因となる災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるもの及び公務、通勤又は派遣職員の派遣先の業務に起因する負傷又は疾病によるものを除く。)

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(5) 自己啓発等休業者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。)

(6) 配偶者同行休業者（地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。)

(7) 表彰日の属する年度の昇給において、規程第13条第1項第4号又は第5号に掲げる職員。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める事由により規程第13条第1項第4号又は第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱われた職員を除く。

(昇給の欠格基準)

4 第2項の規定にかかわらず、表彰日前1年間（以下「証明期間」という。）において、次の各号に掲げる者については、昇給させないものとする。

(1) 管理者が別に定める事由以外の事由によって勤務しなかった日（半日を単位とする介護休暇（平成28年12月31日以前のものに限る。以下この号において同じ。）は2回をもって1日とし、1時間を単位とする病気休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤の時間は7時間45分をもって1日とする。）を証明期間の日数から差し引いて得た日数が証明期間の6分の5に相当する期間の日数に満たないこととなる職員。

(2) 懲戒処分を受けた職員

(3) 3日以上の日数を不参又は欠勤により勤務を欠いた職員（不参はその回数が1回ごとに1日として取り扱うものとし、1時間を単位とする欠勤は

7時間45分をもって1日とする。)

(証明期間の6分の5相当期間)

- 5 前項第1号の証明期間の6分の5に相当する期間の日数は、304日とする。

(昇給の適用除外者の取扱い)

- 6 第3項又は第4項の規定により昇給をさせなかった職員については、第2項に定める号給数を翌年度の7月1日に昇給させるものとする。ただし、翌年度の7月1日において再び第3項の規定に該当し、又は同日前1年間において第4項各号に掲げる職員に該当した場合の昇給については、順次その翌年度に繰り延べるものとする。この場合において、第3項第7号の規定中「表彰日」とあるのは「昇給させようとする日」と、第4項第1号の規定中「証明期間の日数」とあるのは「昇給させようとする日前1年間の日数」と、「証明期間の6分の5に相当する期間の日数」とあるのは「304日」と読み替えるものとする。

(派遣職員等の取扱い)

- 7 表彰日に外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員又は分限条例第1条の2第1号の規定に該当して休職している職員については、前項の規定を適用しないものとし、当該職員の号給の調整については、別に定める。

(この要綱により難い場合の措置)

- 8 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者であった場合その他特別の事情によりこの要綱の規定によることができない場合又はこの要綱の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、管理者は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、昭和46年4月1日から実施し、同年7月1日以降の被表彰者から適用する。

(昭和46年7月1日前の被表彰者に対する昇給期間の短縮措置)

- 2 昭和46年7月1日前に既に被表彰者となっている職員に対する短縮規定の適用については、次号及び第2号に定める被表彰者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものである。

(1) 15年勤続被表彰者

昭和46年4月1日(以下「基準日」という。)に受ける号給等に係る昇給期間を3月短縮する。

(2) 30年勤続被表彰者

基準日に受ける号給等に係る昇給期間を6月短縮する。この場合において、短縮の効果を受けることとなる日が基準日前となる者については、基準日に受ける号給等に係る昇給期間を3月短縮するものとし、当該短縮後の最初の昇給により受けることとなる号給等に係る昇給期間を3月短縮する。

- (3) 附則第2項第1号及び第2号の規定の適用により職員を昇給させる場には、初任給規程第15条から第18条までに定めるところによるものとする。

附 則

この改正要綱は、昭和46年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正要綱は、昭和58年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 川崎市表彰規程の一部を改正する規則（昭和58年川崎市規則第57号。以下「規則第57号」という。）附則第2項の規定に該当する者に対する短縮規定の適用については、附則第4項の規定の適用を受ける場合を除き、なお従前の例による。
- 3 規則第57号附則第3項の規定に該当する者に対する短縮規定の適用については、その者の勤務成績が優良であって、その者の勤続期間が20年以上に該当することとなった場合にその年の7月1日にその者が受ける号給等に係る昇給期間を6月短縮する。
- 4 前2項に定めるもののほか、昭和58年7月1日前に既に被表彰者等となっている職員であって、部内の他の職員との均衡上必要と認められる者に対する短縮規定の適用については、別に調整措置を行うことができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正要綱は、平成元年7月1日から実施する。

(在職者調整)

- 2 平成元年7月1日前に既に被表彰者等になっている職員であって、部内の他の職員との均衡上必要と認められる者に対する短縮規定の適用については、別に調整措置を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(在職者調整)

- 2 改正前の要綱第2項第2号の適用を受けた職員にあつては、当該職員が55歳に達する年度の4月1日に受ける号給等に係る昇給期間を3月短縮する

ことができる。

附 則

この改正要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。